

福岡市休業等要請外施設支援金の対象となる施設例

(福岡県が定める「基本的には休止を要請しない施設(4月14日から5月14日まで)」、
「事業の継続が求められる施設(5月15日以降)」を元に作成)

種類	施設
医療施設	病院、診療所、歯科、薬局、鍼灸・マッサージ、接骨院、 柔道整復 ※いずれも各法で定める資格保有者が行うもの
社会福祉施設等	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)、 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
	障害児通所支援事業所、その他児童福祉法関係の施設、 障害福祉サービス等事業所、婦人保護施設、老人福祉法・介護保険法関係の施設、その他の社会福祉施設等
生活必需品 物資販売施設	食料品売場(宅配・テイクアウト専門店、移動販売店舗含む)、コンビニ エンスストア、百貨店(生活必需品売場)、スーパーマーケット、ホーム センター(生活必需品売場)、ガソリンスタンド、靴屋・かばん屋、衣料 品店、寝具店、インテリア雑貨販売店、陶器店、コンタクトレンズ・めが ね販売店、化粧品販売店、文房具店、酒屋等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、船舶、物流サービス(宅配等を含む)等
金融機関等	銀行、消費者金融、証券取引所、証券会社、保険代理店、 士業事務所(市民対応窓口)等
食事提供施設の 一部	飲食店、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店等 ※通常の営業時間が朝5時から夜8時までの間である施設に限る。
その他	理髪店、美容室、銭湯(公衆浴場)、貸倉庫、メディア、貸衣装屋、不動 産仲介店、結婚式場(貸衣装含む)、葬祭場・火葬場、仏壇販売店、質屋、 獣医師、ペットホテル、たばこ屋(たばこ専門店)、ブライダルショップ、 本屋、家電販売店、携帯電話販売店、園芸用品店、修理店(時計、靴、洋 服等)、鍵屋、100円ショップ、販売店、家具屋、畳販売店、自動車販売 店、自動車用品店、バイク販売店、自転車屋、花屋、クリーニング店、ラ ンドリー、ごみ処理関係、屋外スポーツ施設等

※いずれの施設も床面積は不問です。

※不特定多数の市民が来所する機会がないオフィス(事務所)や工場等は対象外となります。

※上記対象施設であっても、市民ではなく企業等へサービスを提供する業態は対象外となり
ます。